

精神障害者旅客運賃割引規程の一部改定

新旧対照表

現行	改定（2026 年 3 月 14 日）
（略） （取扱区間） 第 5 条 身体障害者および介護者に対して発売する割引乗車券の取扱区間は、当社線および連絡会社線の連絡運輸各駅相互区間とする。 （以下略）	（略） （取扱区間） 第 5 条 身体障害者および介護者に対して発売する割引乗車券の取扱区間は、当社線および連絡会社線の連絡運輸各駅相互間とする。 （以下略）